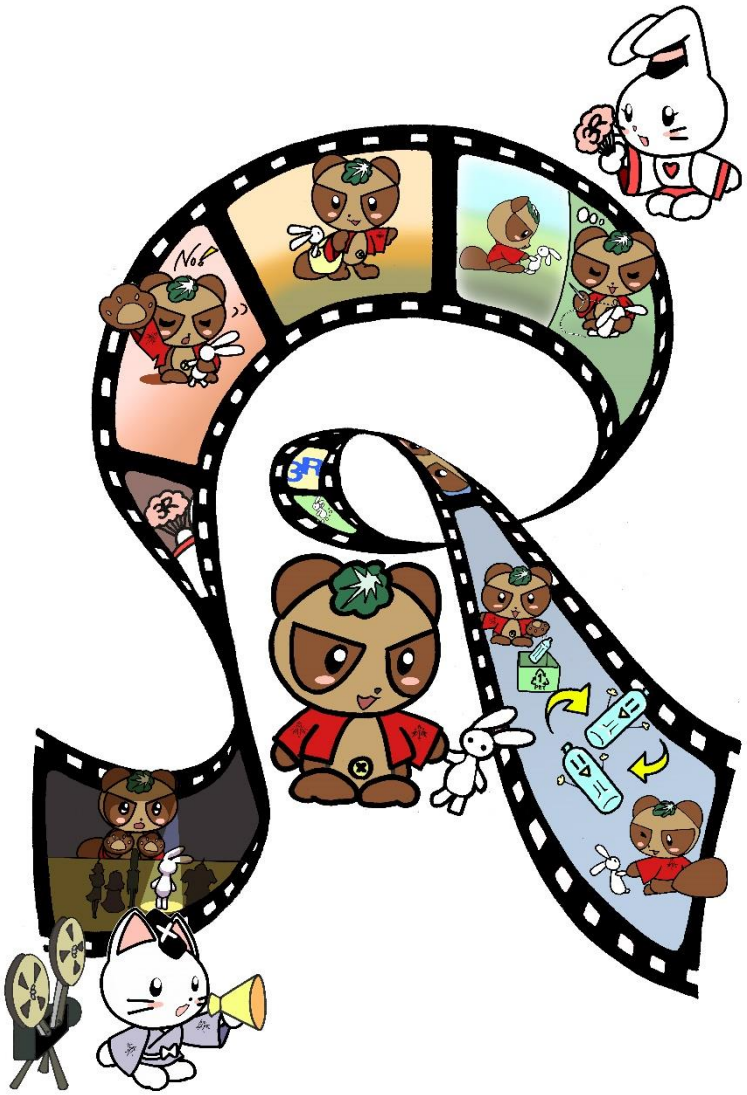
令和８年度（2026年度）
鎌倉市廃棄物減量化等推進員の手引き



鎌倉市　環境部　ごみ対策課

目次

鎌倉市廃棄物減量化等推進員制度について

１　目的・・・

資源物とごみのＱ＆Ａ

Ｑ１　「燃やすごみ」を減らすためにできることは？・・・・・・・・・・・・・９
Ｑ２　有料袋（指定収集袋）の手数料は何に使っているの？・・・・・・・・・９
Ｑ３　まだ使えるけど不用なものを処分したい場合は？・・・・・・・・・・・・10
Ｑ４　「燃えないごみ」と「危険・有害ごみ」の違いは？・・・・・・・・・・10
Ｑ５　飲食用のビンのふたの分別は？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
Ｑ６　紙おむつは無料で出すことができるの？・・・・・・・・・・・・・・・11
Ｑ７　「市で収集できないもの」の処分はどうしたらいい？・・・・・・・・・11
Ｑ８　クリーンステーションの場所を移動したいときはどうしたらいい？・・・12
Ｑ９　ルールを守らず捨てられたごみがあった場合はどうしたらいい？・・・・12
Q10　クリーンステーションを掃除して出たごみはどうしたらいい？・・・・・12
Q11　ごみの不法投棄をみかけたらどこに連絡するの？・・・・・・・・・・・12
Q12　事業所から出たごみはどうやって処理するの？・・・・・・・・・・・・13
Q13　容器包装プラスチックと製品プラスチックとの違いは？・・・・・・・・13

根拠法令抜粋・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15～18

鎌倉市廃棄物減量化等推進員制度について

１　目的

ごみ処理は日々の暮らしに密着したものであり、すべての人が関わることから、市民一人ひとりの自覚と協力に基づいた、地域ぐるみの積極的な活動が求められます。

廃棄物減量化等推進員制度は、推進員の皆さんに、ごみの減量・資源化に関する地域社会のリーダーとしての役割を担っていただき、地域に密着した活動を進めながら、快適な生活環境の創造と循環型社会の構築を目指すものです。

２　役割と活動

（1）　ごみの減量、資源化の促進及び指導に関すること

クリーンステーションにおける資源物とごみの排出指導

生ごみ処理機の普及等の相談役

（2）　ごみの適正排出に関すること

資源物やごみの正しい分け方・出し方の周知徹底

（3）　ごみの不法投棄防止に関すること

地域のごみ問題や環境問題などの指導

（4）　市と地域の間の連絡調整に関すること

市民・事業者（自治会・町内会、商店会など）と市との間の連携役

（5）　会議等の出席に関すること

市が開催する会議等に参加すること

（6）　その他市長が必要と認めた事項

３　任期

委嘱日から令和９年（2027 年）３月 31 日まで。

なお、転居や体調不良など、やむを得ない事情によって交代する場合は、速やかに事務担当にご連絡ください。

４　報償

消耗品費や交通費などの必要経費及び活動についての謝礼として、5,000 円を支払います。

なお、任期最終日（３月 31 日）に在職している方が支払い対象です。任期の途中で交代があった場合でも、全額を交代後の推進員に支払います。

５　令和８年度（2026 年度）の会合予定

年２回の実施を予定しています。原則、推進員ご本人がご出席ください。

なお、うち１回は、資源化施設などの施設見学を予定しています。施設まで１時間程度バスで移動する場合や、急勾配の階段を昇降する場合がありますので、ご留意ください。

（1） 第１回　令和８年（2026 年）秋頃

（2） 第２回　令和８年（2026 年）冬頃

鎌倉市のごみ処理施策について

１　ごみの発生量と焼却量

発生量は、ごみそのものの発生が抑制されたことにより、平成２年度（1990 年度）の約 76,700 トンから、令和６年度（2024 年度）には約 53,300 トンとなり、約 30%削減しました。

焼却量は、発生抑制とともに分別の協力を得て資源化を進めたことにより、排出されたごみの約 95%を焼却していた平成２年度（1990 年度）の約 72,600 トンから、令和６年度（2024 年度）の約 21,500 トンまで、約 70%削減しました。

２　リサイクル率の推移

分別の協力を得て資源化を進めたことにより、平成 30 年度（2018 年度）から令和６年度（2024 年度）までの７年連続で、人口 10 万人以上 50 万人未満の市において、リサイクル率が全国１位となっています。今後もより一層分別へのご協力をお願いします。

【参考】令和６年度（2024 年度）のリサイクル率：59.8%

３　今後のごみ処理方針

本市では、地球温暖化への影響や限りある資源の消費を抑えるため大量消費・大量廃棄による環境負荷を減らす必要があること、市内のごみ焼却施設の焼却能力には限度があったこと、焼却灰の最終処分場を市内に持っていないことから、ごみの焼却量や埋め立て量を限りなくゼロに近づける「ゼロ・ウェイストかまくら」をごみ処理の基本理念としています。

市内唯一の焼却施設である名越クリーンセンターは、老朽化により令和７年（2025 年）３月末に稼働を停止しました。稼働停止後は、新たな焼却施設を市内に建設せず、徹底した減量化・資源化を進め、燃やさなければならないごみは広域連携の枠組みの中で逗子市の焼却施設を中心に処理しています。

現在、市内の家庭から出た燃やすごみは、「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」に基づき、逗子市の焼却施設を中心に処理をしており、逗子市の焼却施設の処理能力を超える分は、他市や民間の処理施設で処理しています。

４　方針を実現するための施策

(1)　ごみ中継施設の整備

市内の家庭及び事業者から出た燃やすごみを逗子市の焼却施設などに効率的に運搬するため、令和５年（2023 年）８月に策定した「鎌倉市名越中継施設整備基本計画」に基づき、既存焼却施設を解体し、燃やすごみ（家庭系・事業系）を収集車から大型車に積み替えるごみ中継施設の整備を進めています。

ごみ中継施設の整備期間中は、今泉クリーンセンターにおいて、市内の家庭及び事業者から出る燃やすごみを集約し、収集車から大型車に積み替えて、家庭系燃やすごみは逗子市や他市、民間の施設に、事業系ごみは民間資源化処理施設（※4(2)参照）に運搬しています。

(2)　事業系ごみの資源化

市内で排出された事業系ごみは、令和４年（2022 年）６月から乾式メタン発酵というメタン菌の力で混合ごみを発酵させ、ガスを取り出

して発電に使う技術を活用した施設において資源化を実施しています。

また、事業系ごみのうち生ごみは、食品廃棄物の削減についてＳＤＧｓの目標として掲げられているとともに、国の方針で事業者のリサイクル目標が定められていることから、本市においても食品リサイクル法に基づき、民間の事業系生ごみ資源化施設に誘導し、最適な資源化を推進します。

(3)　紙おむつ・生ごみの資源化

年間約２万 2,000 トンある家庭系の燃やすごみの焼却量を、１万トンまで削減することを目指し、紙おむつや生ごみの資源化を計画しています。なお、いずれも資源化手法を含めて検討しています。

５　鎌倉市公式 note について

鎌倉市公式 note「ナルホド事始メ」の「そらうみまちきれい」では、市の環境に関する取り組みなどを紹介しています。

鎌倉市公式 note「ナルホド事始メ｜そらうみまちきれい」▶

(https://kamakura-city.note.jp/m/m85438a7c6f2b)

リチウムイオン電池等の収集拡大について

令和８年（2026 年）４月から今までの対象品目（13 品目）に加え、50 ㎝未満のリチウムイオン電池なども「危険・有害ごみ」の日に収集します。





※自動車用バッテリーなどの液体バッテリーや50㎝以上の電池内蔵品は、ごみ対策課にお問い合わせください。
※リサイクルマークがあるリチウムイオン電池・ニカド電池・ニッケル水素電池は、引き続き、販売店や家電量販店などの回収ボックスに入れて処分できます。（詳細はP31）

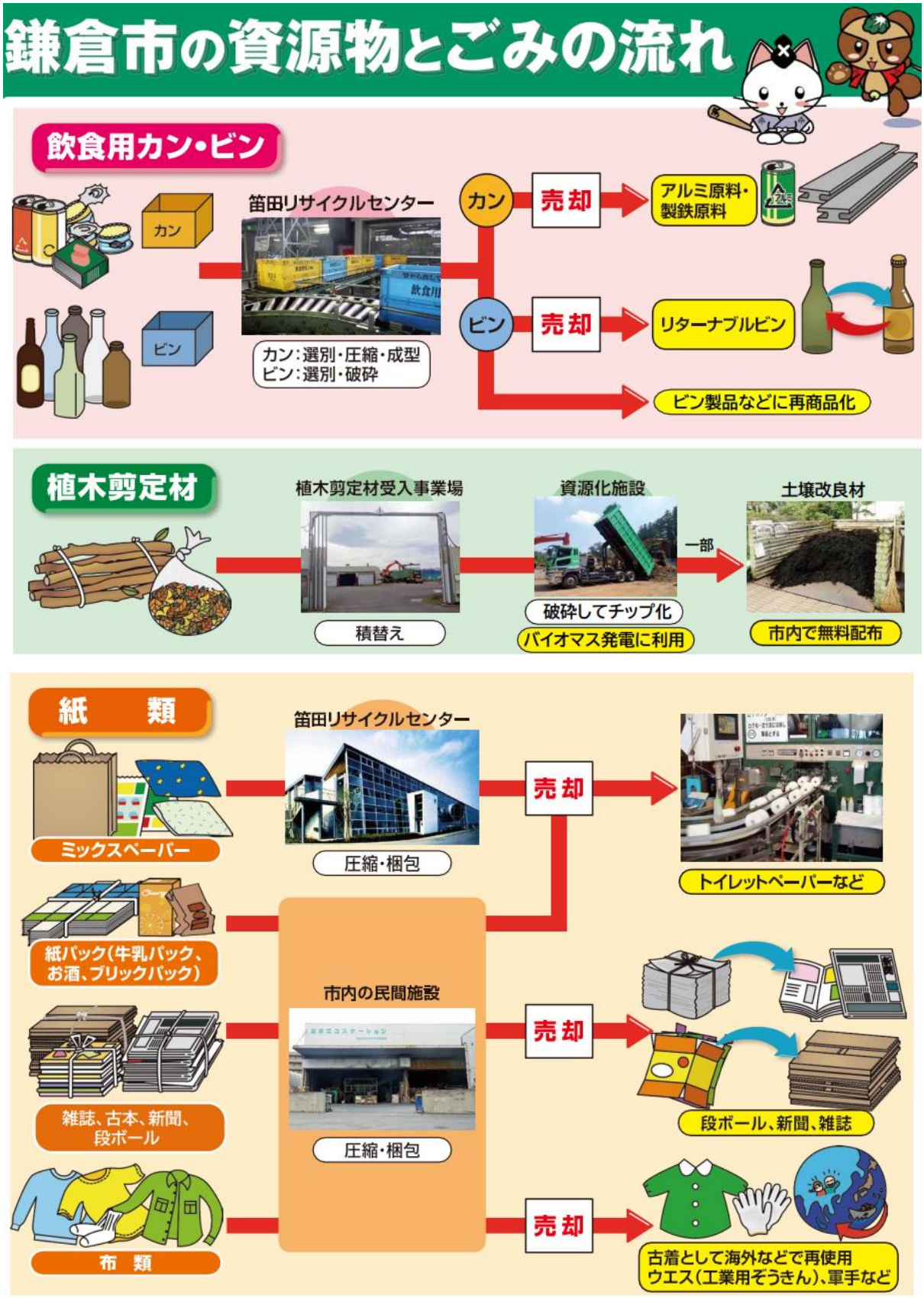
また、膨張した 50 ㎝未満のリチウムイオン電池などは、市に直接お持ちいただくことで、回収いたします。

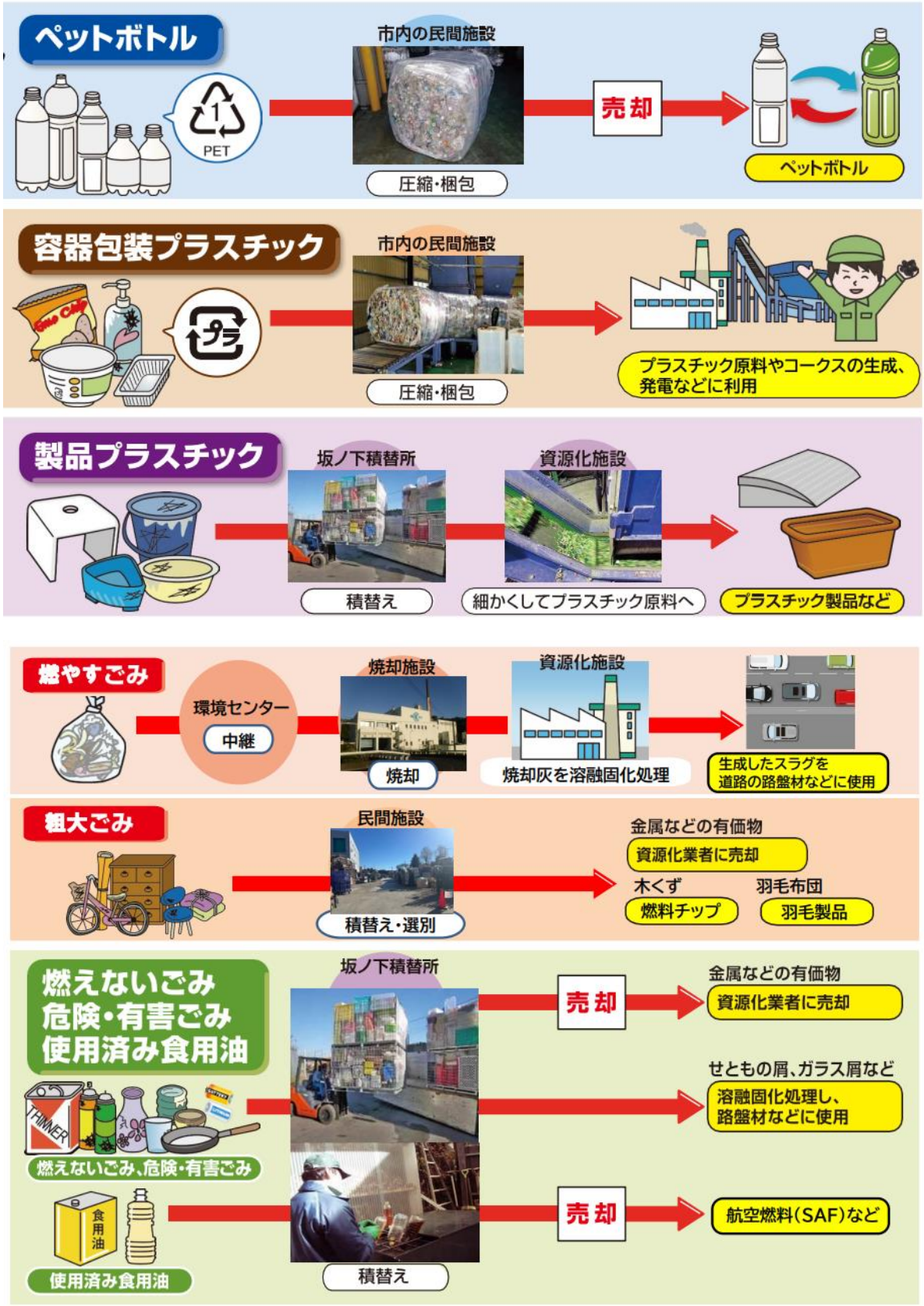
膨張したリチウムイオン電池など小型充電式電池は
市役所本庁舎または笛田リサイクルセンターに持参してください
〈必ず、窓口の職員に直接、手渡ししてください〉



対　象　品	膨張した 50㎝未満のリチウムイオン電池やモバイルバッテリーなど
持ち込み場所	次の２か所のみとなります。 ● 鎌倉市役所本庁舎１階 27 番窓口 【ごみ対策課】（鎌倉市御成町 18-10） ● 笛田リサイクルセンター西棟２階【環境センター】（鎌倉市笛田 1-11-34）

資源物とごみの流れ


鎌倉市の資源物とごみの流れ
飲食用カン・ビン
カン
ビン
笛田リサイクルセンター
カン：選別・圧縮・成型
ビン：選別・破砕
カン
売却
アルミ原料・
製鉄原料
ビン
売却
リターナブルビン
ビン製品などに再商品化
植木剪定材
植木剪定材受入事業場
積替え
資源化施設
破砕してチップ化
バイオマス発電に利用
一部
土壌改良材
市内で無料配布
紙　類
笛田リサイクルセンター
ミックスペーパー
圧縮・梱包
売却
トイレットペーパーなど
紙パック（牛乳パック、
お酒、ブリックパック）
市内の民間施設
雑誌、古本、新聞、
段ボール
圧縮・梱包
売却
段ボール、新聞、雑誌
布　類
売却
古着として海外などで再使用
ウエス（工業用ぞうきん）、軍手など


ペットボトル
PET
市内の民間施設
圧縮・梱包
売却
ペットボトル
容器包装プラスチック
プラ
市内の民間施設
圧縮・梱包
プラスチック原料やコークスの生成、
発電などに利用
製品プラスチック
坂ノ下積替所
積替え
資源化施設
細かくしてプラスチック原料へ
プラスチック製品など
燃やすごみ
環境センター
中継
焼却施設
焼却
資源化施設
焼却灰を溶融固化処理
生成したスラグを
道路の路盤材などに使用
粗大ごみ
民間施設
積替え・選別
金属などの有価物
資源化業者に売却
木くず
燃料チップ
羽毛布団
羽毛製品
燃えないごみ
危険・有害ごみ
使用済み食用油
THINNER
燃えないごみ、危険・有害ごみ
食用油
使用済み食用油
坂ノ下積替所
積替え
売却
金属などの有価物
資源化業者に売却
せともの屑、ガラス屑など
溶融固化処理し、
路盤材などに使用
売却
航空燃料(SAF)など

資源物とごみのＱ＆Ａ

Ｑ１　「燃やすごみ」を減らすためにできることは？

Ａ１　家庭から出る燃やすごみのうち、およそ 40%が生ごみです。生ごみの約 80%が水分と言われており、捨てる前に水切りを行うと、約 10%の水分を除くことができます。

　また、生ごみ処理機を使用することも、生ごみの減量につながります。本市では、家庭系・事業系のいずれについても、生ごみ処理機の購入費助成制度を設けています。

Ｑ２　有料袋（指定収集袋）の手数料は何に使っているの？

Ａ２　有料袋（指定収集袋）の作成・流通に係る経費や、資源物とごみの減量化・資源化に係る経費に使用するほか、名越中継施設などの一般廃棄物処理施設建設の財源とする「一般廃棄物処理施設建設基金」へ積み立てています。

【参考】令和６年度（2024 年度）実績

歳入合計　約 2 億 8,000 万円

一般廃棄物処理施設建設基金への積み立て…約 4,000 万円

有料袋（指定収集袋）の作成・流通に係る経費…約 1 億 100 万円

資源物とごみの減量化・資源化に係る経費…約 1 億 3,900 万円

Ｑ３　まだ使えるけど不用なものを処分したい場合は？

Ａ３　「リユースネットかまくら」をご活用ください。リユースネットかまくらは、家庭にある不用品を有効に活用するために、不用品を「譲ったり」「譲られたり」する制度です。

　また、家庭にある不要となったホビー雑貨やファッション雑貨は、市役所本庁舎、笛田リサイクルセンターに設置している不要品回収ボックス「PASSTO（パスト）」もご活用いただけます。

令和８年度からは、自宅で宅配事業者に引き渡すことのできる「宅配PASSTO（パスト）」を開始しました。

詳細は、市ホームページをご覧ください。

Ｑ４　「燃えないごみ」と「危険・有害ごみ」の違いは？

Ａ４　「燃えないごみ」は、飲食用以外のカン・ビン、金物類、傘、陶磁器、ガラス製品、50㎝未満の電化製品などで、有料袋（指定収集袋）で出していただきます。

　「危険・有害ごみ」は、以下の①から⑥です。ごみの排出時や、収集及び中間処理において、他の市民の方や作業員が怪我をしないよう、それぞれに分別し、クリーンステーションに出してください。有料袋（指定収集袋）に入れる必要はありません。

① 蛍光管・電球

② 電池類

③ 体温計・温度計（水銀入り）

④ スプレー缶・カセットボンベ（中身を使い切ったもの）

⑤ 割れた陶磁器・ガラス製品、刃物類

⑥ ライター

Ｑ５　飲食用のビンのふたの分別は？

Ａ５　プラスチック製のビンのふたは、容器包装プラスチックとして、透明・半透明の袋に入れて、出してください。金属製の場合は、燃えないごみとして有料袋（指定収集袋）に入れて、出してください。資源化の方法が異なりますので、飲食用ビンと一緒に青いコンテナには入れないようお願いいたします。

Ｑ６　紙おむつは無料で出すことができるの？

Ａ６　紙おむつは燃やすごみですが、毎日使うものであり減量が難しいことや、子育て世帯や高齢世帯の負担軽減のために、無料で出すことができます。有料袋（指定収集袋）ではなく、45 リットルまでの透明・半透明の袋に入れて、紙おむつと分かるように出してください。また、尿とりパッドやリハビリパンツなども、紙おむつに付随するものとしてまとめて出すことができます。なお、ペット用の紙おむつは有料袋（指定収集袋）で出してください。

Ｑ７　「市で収集できないもの」の処分はどうしたらいい？

Ａ７　オートバイ（部品含む）、廃油、バッテリー、ガスボンベ、コンクリート・ブロック、薬品・農薬（容器含む）などの排出禁止物は、販売店又は市が収集運搬を許可した「鎌倉市一般廃棄物収集運搬業許可業者」に、有料で引き取りを依頼してください。鎌倉市一般廃棄物収集運搬業許可業者の連絡先については、市ホームページで確認していただくか、ごみ対策課（0467-61-3396）までお問い合わせください。

Ｑ８　クリーンステーションの場所を移動したいときはどうしたらいい？

Ａ８　クリーンステーションは、利用される皆さんの協力により維持・管理を行っていただいています。設置場所などを十分話し合っていただき、意見がまとまりましたら環境センター（0467-53-8321）までご連絡ください。

Ｑ９　ルールを守らず捨てられたごみがあった場合はどうしたらいい？

Ａ９　ルールを守らず捨てられたごみは、収集時にダメシールを貼付し、正しい分別等を案内しています。改善されない場合は、環境センターの地区指導員にご連絡ください（0467-53-8321）。

Q10　クリーンステーションを掃除して出たごみはどうしたらいい？

A10　品目ごとに分別のうえ、それぞれの品目の収集日に「清掃ごみ」として出してください。なお、燃やすごみや燃えないごみとして出す場合は、有料袋（指定収集袋）は使用せず、45 リットルまでの透明・半透明の袋に入れて、「清掃ごみ」と書いてお出しいただけます。

　なお、燃やすごみとして「清掃ごみ」を出していただく場合は、クリーンステーションには出さず、代表者の方が戸別収集に出してください。

Q11　ごみの不法投棄をみかけたらどこに連絡するの？

A11　クリーンステーションへの不法投棄を見かけた場合は、環境センター（0467-53-8321）にご連絡ください。道路などへの不法投棄の場合は、環境保全課（0467-61-3444）に連絡するとともに、最寄りの警

察署（鎌倉警察署 0467-23-0110、大船警察署 0467-46-0110）にも通報してください。

なお、私有地や私道上に不法投棄された場合は、所有者または管理者が不法投棄物を処分する必要があります。普段から不法投棄されないよう対策をお願いいたします。

Q12　事業所から出たごみはどうやって処理するの？

A12　事業活動に伴うごみは、クリーンステーションに出すことができません。①又は②のとおり処理してください。

①市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を委託する。

②市の処理施設に自身で持ち込む。なお、持ち込みできるのは燃やすごみ及び植木剪定材に限ります。

事業系ごみの処理については、ごみ対策課笛田分室（0467-84-8706）までお問い合わせください。

Q13　容器包装プラスチックと製品プラスチックとの違いは？

A13　容器包装プラスチックとは、商品が入っていた容器や包装のことで、その商品を使用（消費）すると不要になるものが対象です。プラマークがついています。

製品プラスチックとは、「容器包装プラスチック」、「ペットボトル」以外のプラスチックで作られた製品のことです。プラスチック製の植木鉢やバケツ、ハンガーなどが該当します。一部に金属やゴムが付いていても対象となります。

鎌倉市廃棄物減量化等推進員要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、鎌倉市廃棄物の減量、資源化及び処理に関する条例（平成４年 12 月条例第８号。以下「条例」という。）第 13 条の規定に基づき、鎌倉市廃棄物減量化等推進員（以下「推進員」という。）の委嘱、任期、活動等に関し必要な事項を定めるものとする。

（委嘱）

第２条　推進員の委嘱人数については、自治会・町内会の世帯数又は事業者団体の事業者数が 500 ごとに１人とする。ただし、団体ごとの最低人数は１人とする。

２　推進員は、自治会・町内会及び事業者団体の推薦を受け、地域性を考慮して市長が委嘱する。

３　推進員の委嘱は、委嘱状を交付することにより行うものとする。

（任期）

第３条　推進員の任期は、委嘱日から委嘱日の属する年度の最終日までとする。

２　推進員は、市長が認めた場合、再任されることができる。

（活動）

第４条　条例第 13 条第２項に規定する推進員の活動は、次のとおりとする。

（１）　ごみの減量、資源化の促進及び指導に関すること。

（２）　ごみの適正排出に関すること。

（３）　ごみの不法投棄防止に関すること。

（４）　市と地域の間の連絡調整に関すること。

（５）　会議等の出席に関すること。

（６） その他市長が必要と認めた事項。

（解職）

第５条　推進員が次の事項に該当したときには、推進員の委嘱を解くものとする。

（１） 推進員本人が転居等により、活動が不可能なとき。

（２） その他市長が認めたとき。

（報償）

第６条　推進員の報償は、１年度につき 5,000 円とする。

（庶務）

第７条　推進員に関する庶務は、推進員担当課で処理する。

（その他の事項）

第８条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成 24 年４月１日から施行する。

（廃止）

２　鎌倉市廃棄物減量化等推進員設置要綱（平成 21 年４月１日施行）は、廃止する。

付　則

この要綱は、平成 25 年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成 26 年５月２日から施行する。

鎌倉市廃棄物減量化等推進員設置要綱の取扱いについて

鎌倉市廃棄物減量化等推進員設置要綱（以下「要綱」という。）第６条に規定する報償の取扱いは次のとおりとする。

（１） 報償の内容

報償は、鎌倉市廃棄物減量化等推進員（以下「推進員」という。）が行う要綱第４条で規定する活動に対する必要経費（消耗品費、交通費等）の一部及び当該活動についての謝礼とする。

（２） 報償の支出

報償は、任期最終日（３月 31 日）に在職している推進員に、１年分を当該任期の終了後速やかに支払うものとする。

鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例（抜粋）

（廃棄物減量化等推進員）

第 13 条　市長は、減量化、資源化、廃棄物の適正な処理及び生活環境の清潔の保持について熱意と識見のある者のうちから、廃棄物減量化等推進員を委嘱する。

２　廃棄物減量化等推進員は、減量化、資源化、廃棄物の適正な処理及び生活環境の清潔の保持のために市が実施する施策への協力その他の活動を行う。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（国民の責務）

第２条の３　国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第３条　事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

２　事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

３　事業者は、前２項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

（廃棄物減量等推進員）

第５条の６　市町村は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

２　廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量のための市町村の施策への協力その他の活動を行う。

環境衛生関係　連絡先一覧表

○ごみの減量化・資源化について ○ごみの分別について ○ごみについての連絡・相談	ごみ対策課 電話：0467-61-3396 メール：gomi@city.kamakura.kanagawa.jp
○戸別収集について	ごみ対策課　戸別収集担当 電話：0467-40-5542 メール：kobetsu@city.kamakura.kanagawa.jp
○事業活動に伴って生じたごみについて	ごみ対策課　事業系担当 電話：0467-84-8706 メール：gomi@city.kamakura.kanagawa.jp
○資源物とごみの収集について ○粗大ごみの収集依頼 ○クリーンステーションに関する相談	環境センター 電話：0467-53-8321 メール：imaizumi-cc@city.kamakura.kanagawa.jp
○ごみの不法投棄の通報、落書きの通報 ○地域清掃、まちの美化 ○騒音、振動及び悪臭等の公害	環境保全課 電話：0467-61-3444 メール：bika@city.kamakura.kanagawa.jp